

松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）設置・運用業務仕様書

1 目的

松本市役所（以下、「庁舎」という。）において、案内板設置事業を行う者（以下、「事業者」という。）が、庁舎内に庁舎案内、松本市内全域図及び市役所周辺地図等（以下、「案内板」という。）を作成、設置、管理運用し、これを媒体とした広告を掲示する事業を実施するもの

2 事業の実施期間

- (1) 令和3年4月1日までに案内板を設置すること。
なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。
- (2) 設置期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 案内板の設置場所、規格及び内容

(1) 設置場所

松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎1階 市民ロビー
別紙「設置場所位置図（以下位置図）」を参照

(2) 規格

- ア サイズ W（幅）4,266mm×H（高さ）2,100mm×D（奥行）700mm 以内
- イ 表示面は視認しやすい素材、色使いとし、表示内容を容易に更新できる構造とすること。
- ウ LED内照とし、状況に応じて電源の入切及び調光できるものであること。また、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。

(3) 内容

- ア 庁舎案内、市内全域図・市役所周辺図、特産品紹介・行政案内、広告で構成すること。
- イ 庁舎案内は、部署名をわかりやすく表示したフロア平面案内図とし、文字の大きさや配色等ユニバーサルデザインに心掛けること。また、庁舎案内データは市に帰属し、無償で使用する権利を持つものとするが、そのデータを市に提供すること。
- ウ 地図は本体内に収まる大きさとし、市内全域を表示する地図、周辺地図により構成すること。
- エ それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- オ 地図は、国土地理院の地図をベースに作成し、施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用すること。
- カ 地図掲載内容は事前に打ち合わせを行い、市の要望を反映できるように自社制作又は製作体制を整えること。
- キ 特産品紹介、行政情報案内（ポスター）にはモニター設備を利用すること。出力する情報は、市が運用管理可能なUSBメモリー接続により情報が入力できるものとする。
- ク 案内表示部の下部にパンフレットラックを設置

4 広告

- (1) 広告主の広告を表示し、画像・名称・電話番号等について表示すること。
- (2) 広告主が、地図上でどこに位置するのかが分かるように座標番号等で表示させておくことができること。
- (3) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (4) 広告は、全体面積の概ね 30%以内とすること。
- (5) 広告主、広告の内容等については、「松本市広報広告取扱規程」（以下、「広告取扱規程」という。）を遵守するとともに、事前に市の審査を受け、その承認を得たものとする。

5 契約の締結

事業者は、市が指定する期日までに市有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約書により契約を締結する。

6 経費等の負担

事業者は、次の各号に該当する経費等を負担するものとします。

- (1) 案内板設置・運用に係る電気料金（製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、電気料を支払うこと）
- (2) 案内板（庁舎案内、市内全域地図及び周辺地図）の制作、設置及び撤去
- (3) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (4) 案内板の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等に伴う措置
- (5) 1年に1回以上、地図情報の更新及び地図の貼り換え
- (6) 案内板内における庁舎案内表示の変更等に伴う措置
- (7) その他デジタルサイネージの設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用
- (8) 契約終了による原状回復

7 案内板設置にあたっての留意事項

- (1) 庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) 案内板の転倒、破損等により、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないよう留意すること。
- (3) 案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に市と日程を調整すること。

8 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、広告取扱規程及び関連法令に違反しているとき、又は、庁舎において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とし、

広告主又は事業者に対して市は賠償の責任を負わないこととする。

9 著作権等

- (1) 事業者は、案内図及び広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うもの
- (2) 本事業による案内板に掲載される写真又は画像データ等を、市の事業の紹介等の行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その利用を許諾するとともに、広告主からも許諾を得よう努めること。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合は、この限りではない。

10 事業者の責務

- (1) 設備の状態は良好に保つこと。
- (2) 案内板は、庁舎に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じること。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- (3) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしないこと。
- (4) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決すること。
- (5) 事業者は、広告事業について市と締結した契約に基づく権利を第三者に譲渡しないこと。
- (6) 案内図及び広告に関する問い合わせ先を明確に表示すること。

11 その他

- (1) 合理的な理由により、案内板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととします。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者の負担とします。
- (2) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず案内板の設置場所を変更する必要があるときは、協議の上変更可能とすること。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、市と協議の上決定すること。